

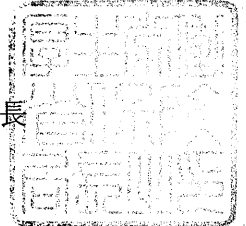
保発第1010001号

平成20年10月10日

地方厚生（支）局長
都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長



「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目
の分かる明細書の交付について」の一部改正について

標記については、平成20年4月1日より、電子情報処理組織を用いて療養の給付費等を請求することとされた保険医療機関は、患者から療養の給付に係る一部負担金等の費用の支払を受け、患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならないこととされたところであるが、平成21年1月診療分より、診断群分類点数に基づく診療報酬明細書の提出時に包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報が添付されることとなり、これに併せ、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成18年3月6日保発第0306005号）について別紙のとおり改正することとするので、御了知の上、管内保険医療機関等、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対し、周知徹底を図られたい。



(別紙)

「医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付
について」(平成18年3月6日保医発第0306005号)の一部改正について

1 「7」を削り、「6」を「7」とし、「5」を「6」とし、「4」の次に次のように
加える。

「5 平成21年1月診療分より、患者から診断群分類点数に関し明細書の発行を求めら
れた場合は、入院中に使用された医薬品、行われた検査について、その名称を付記
することが望ましいものとし、その明細書の様式は別紙様式6を参考とするもので
あること。」

2 別紙様式6を加える。

(別紙様式 6)

診療明細書

| | | | |
|------|----|----|-----|
| 患者番号 | 入院 | 保険 | 受診日 |
| 受診科 | | 氏名 | |

| 区分 | 項目名 | 点数 | 回数 |
|----|-----|----|----|
| | | | |

診療明細書(記載例)

| | | | | |
|------|----|---------|-----|------------|
| 入院 | 保険 | | | |
| 患者番号 | 氏名 | ○○ ○○ 様 | 受診日 | YYYY/MM/DD |
| 受診科 | | | | |

| 区分 | 項目名 | 点数 | 回数 |
|----------------|---|-------|----|
| 診断群分類 (DPC) | * DPC 5日間包括算定 | 13844 | 1 |
| 医薬品 | * フロモックス錠100mg ピフィダー * 点滴注射 ラクテックG注500mL ブスコパン注射液 フルマリン静注用1g 生食100mL * 点滴注射 フルマリン静注用1g 生食100mL | | |
| 検査 | * 末梢血液一般検査 * CRP定量 * 血液採取(静脈) * 血液学的検査判断料 * 免疫学的検査判断料 | | |

使用された医薬品、行われた検査の名称を記載する

「医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」
(平成18年3月6日保発第0306005号)の一部改正について

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>1～4(略)</p> <p>5 <u>平成21年1月診療分より、患者から診断群分類点数に関し明細書の発行を求められた場合は、入院中に使用された医薬品、行われた検査について、その名称を付記することが望ましいものとし、その明細書の様式は別紙様式6を参考とするものであること。</u></p> <p>6 3に規定する保険医療機関以外の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者においては、患者から求められたときは、明細書の発行に努めること。</p> <p>7 <u>明細書の発行の際の費用については、現時点では保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者と患者との間の関係にゆだねられているものと解することができるが、仮に費用を徴収する場合であっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額料金を設定してはならないものであること。</u></p> <p>(削除)</p> | <p>1～4(略)</p> <p>5 3に規定する保険医療機関以外の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者においては、患者から求められたときは、明細書の発行に努めること。</p> <p>6 明細書の発行の際の費用については、現時点では保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者と患者との間の関係にゆだねられているものと解することができるが、仮に費用を徴収する場合であっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額料金を設定してはならないものであること。</p> <p>7 <u>診断群分類点数に関し明細書を発行する場合には、今後、診断群分類点数に基づく診療報酬明細書の提出時に包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報が添付されることと合わせ、入院中に使用された医薬品及び行われた検査の名称に関する情報を明細書に付記又は添付することが望ましいものであり、その詳細は追って通知するものであること。</u></p> |